

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	東京都国立市教育委員会
指定したモデル地域名	国立市

概 要

地域内の全学校・園数 （平成 27 年 1 月 1 日現在） 【単位：校・園】

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校	合計
公立 0 私立 9	公立 8 私立 3	公立 3 私立 2	都立 2 私立 2	0 0	0 0	公立 13 私立 16

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

本市は、平成 17 年 4 月に「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」を制定し、障害者施策を推進している。市立小・中学校における特別支援教育の推進は、障害のある児童生徒が自立と共生を目指す重要な位置付けとなっている。

特別支援学級あるいは通級指導学級が設置されている学校は市立小学校 8 校中 7 校、市立中学校 3 校中 3 校に設置されている。平成 28 年度には、市内小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級の設置も計画しており、この結果市立学校における特別支援学級の設置率は 100%となる予定である。

市立小・中学校における人的措置については、教員免許を有する者を市費嘱託員として任用し、個別の教育的ニーズに応じて特別支援学級や通常の学級における支援を推進している。特に通常の学級での支援を進めている特別支援教育支援員（スマイリースタッフ）として各校 1 名配置し、発達の課題等が見られる児童生徒の個別の支援を推進している。さらに、経験値の高い者 3 名をブロックリーダースマイリーとして配置、モデル事業を推進するために 4 名支援員を追加配置し、通常の学級での支援方法の改善を進めた。

特別支援教育を円滑に推進するために、教育、医療、心理、福祉等の専門的な立場のメンバーからなる特別支援教育専門家チームを設置し、児童生徒、保護者、教職員への適切な支援を図るため、学校からの要請に応じて派遣している。平成 25 年度には国立市学校支援センターを設置し、特別支援教育に関する研修、教職員の資質の向上、国立市立学校の教育活動の支援を目的とした学校訪問等を実施している。

国立市は比較的小規模の市であり、地域性もあり教育活動については学校間の連携・調整等が図られている。本事業の推進に際しては、市内全域をモデル地域に指定する。

2. 取組の概要

【スクールクラスターを活用した取組を支援するために教育委員会が行った取組や工夫】

(1) モデル地域内の学校間の連携を深めるために行った取組

①学校間の連携の強化

特別支援学級・通級指導学級の連携を強化するために担任連絡会を開催し、児童生徒の教育ニーズに応じた支援方法について、授業研究を通して検討した。

各校の特別支援教育コーディネーターによる連絡会（特別支援教育推進委員会）を開催し、情報提供や情報交流を通して、各校の特別支援教育の充実を図った。

②事業検討委員会の設置

モデル事業推進を総括するために、「国立市インクルーシブ教育システム検討協議会」を設置し、本研究の成果と課題を整理した。

(2) その他の取組

①教育委員会事務局の体制

教育委員会事務局の指導担当課長をモデル事業担当とし、事業全体の進行管理や合理的配慮協力員への指導・助言、等円滑な推進に努めた。

②合理的配慮協力員の派遣

特別支援教育に関する専門性の高い合理的配慮協力員を配置し、学校を訪問指導し、「連続性のある多様な学び場」の支援を充実させるための取組を推進した。

- 特別支援学級での個別の障害の状況に応じたグループ別指導の充実
- 通級指導学級での障害を克服するための支援の検討・実践
- 特別支援教育支援員（スマイリースタッフ）による支援の充実
- 通常の学級担任が提供した合理的配慮の検討・実践

③早期からの就学支援・就学相談

早期からの就学支援を推進するために、特別支援教育相談員が就学先を訪問し、支援体制を早期に構築するための支援方法についての検討を進めた。

【モデル地域内における取組】

(1) 学校間の連携を充実させる連絡会等の開催

特別支援学級及び通級指導学級の担任連絡会及び特別支援教育コーディネーター連絡会を定期的に開催し、協議・情報共有を通して学校間の連携を図った。

(2) 合理的配慮協力員（特別支援教育アドバイザー）による学校訪問指導

特別支援教育の専門性が高い人材を合理的配慮協力員（特別支援教育アドバイザー）として配置し、学校を訪問し実際の支援場面を踏まえた指導・助言を進めた。

(3) 特別支援教育支援員（スマイリースタッフ）の組織的な対応

支援員の研修会を定例的に実施し、支援事例についての協議を深め、合理的配慮協力員からの助言等を踏まえ、支援員の専門性の向上及び支援体制の充実を図った。

(4) 合理的配慮検討プロジェクト

通常の学級における学級担任等による合理的配慮を検討するためにプロジェクトを編制し、具体的な支援方法について、実際の教育活動の場面で検討した。

(5) モデル事業成果普及のための実践成果報告会「教育フォーラム」の実施

モデル事業の2年次として、市内及び近隣他地域に事業内容を共有するための実践報告会（教育フォーラム）を開催し、教育関係者等への成果普及を図った。

3. 成果及び課題

【成果】

(1) 「連続性のある多様な学びの場」の充実

特別支援教育の専門性の高い特別支援教育アドバイザー（合理的配慮協力員）が市立学校を訪問し、特別支援学級における交流及び共同学習、通常の学級や通級指導学級における合理的配慮、特別支援教育支援員の支援方法等について指導・助言した。市立学校の「連続性のある多様な学びの場」での支援について、支援場面の検討を通して充実を図ることができた。

(2) 支援状況・方法実践事例まとめの作成

合理的配慮検討プロジェクトやスマイリーサポートでの実践について、インクルーシブ教育システムにおける合理的配慮の11観点について整理し、実践事例を取りまとめることができた。取りまとめた実践事例について市立学校の教職員で共有し、国立市の体制において提供できる合理的配慮についての目安とすることができた。

【課題】

(1) 個別ニーズに応じた合理的配慮の検討・実践

障害のある児童生徒への合理的配慮は、個々の特性に応じた個別の支援であり、発達の段階や障害の状況が似ていても、同じ支援方法が有効であるとは言い切れない。現状の体制や設備の中で学校が提供可能な合理的配慮について、モデル事業を通じた実践研究を進める必要がある。また、個別の支援を充実させるためにも、支援状況について、定期的な評価や見直しを進める必要がある。

(2) スクールクラスターとしての組織的な支援体制の構築

特別支援教育アドバイザー（合理的配慮協力員）による、「多様な学びの場」における支援の充実については、一定の成果を上げることができた。モデル事業最終年度の次年度に向けて、より組織的な対応を推進するとともに、モデル事業が終了した後も、継続して支援体制を整えられるようにする必要がある。

そのためにも、特別支援教育アドバイザーが進めてきた役割を、特別支援学級等の担任教員が引き継ぎ、自校だけでなく、他校の児童生徒の支援にも直接的・間接的に関われるようにしていく必要がある。